

2013年9月5日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林年治

前栃木県議会議員

野村 せつ子

9月4日発生の竜巻等被害対策に関する申し入れ

9月4日に発生した竜巻・突風で、栃木県消防防災課は9月5日7時現在、矢板市、鹿沼市で3人が負傷、矢板市、鹿沼市、塩谷町、宇都宮市で住宅等建物被害が130棟発生したと発表しました。今後の調査が進むにつれ、被害の全容が明らかになると思われませんが、被害を受けた県民への救援・支援が急がれます。日本共産党は地元党組織がただちに現地に入り、住民を見舞い、被害状況を聞くなどしています。

昨年5月に発生した真岡市、益子町、茂木町での竜巻被害に関し、日本共産党は国の災害救助法ならびに被災者生活再建支援法が、地域限定的であっても個々の被害が極めて深刻な竜巻被害の現状にかみ合っていないことを指摘し、国に見直しを求めました。しかし国は見直そうとせず、今回の被害規模では災害救助法も被災者生活再建支援法も適用されない可能性が大です。また県に対しては、独自の生活再建支援を行うよう求め、県は今年3月より栃木県被災者生活再建支援制度を施行しています。しかし、この制度も昨年の竜巻被害を前提に、「本県で救助法が適用される自然災害」などと対象災害を限定しているため、いまのままではこの制度も適用外になってしまいます。これでは「絵に描いた餅」の制度と言わざるを得ません。

竜巻は、いつでもどこでも起こりうる災害です。救援・支援のあり方を見直し、被災者救援、生活再建のため県として全力をあげるよう下記のとおり申し入れます。

記

- 1．栃木県被災者生活再建支援制度の「支援対象災害」を見直し、災害救助法適用外の災害も対象とすること。見直しに至らなくとも制度を柔軟に運用し、今回の被災住民支援にも使えるようにすること。
- 2．被災者にたいし、国の災害救助法、被災者生活再建支援法などと同等の支援が行き渡るよう、県として市町を支援するとともに、独自の見舞金等を支給すること。
- 3．がれきの撤去について、昨年の竜巻被害では一部自治体で、営業や農業施設に関するがれきや、私有地に飛んできたがれきの撤去に遅れが生じた。こうしたことがないよう被災者の立場に立った柔軟な対応を市町と連携してとりくむこと。
- 4．竜巻・突風防災対策として、学校、幼稚園など教育施設、保育所、特養ホームなど福祉施設、医療機関などの窓を強化ガラスに入れ替える、あるいは飛散防止フィルムを貼るなどの対策が急がれる。県有施設はもとより、市町を支援して対策を講じること。またこうした対策に使える各種補助制度の拡大を国に求めること。
- 5．国に対し、今夏の異常気象による一連の災害に対し、従来の救助法、被災者生活再建支援法の対象外であっても何らかの支援を行うよう求めること。

以上

